

令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 新たに住民税非課税等となる世帯への給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します。また、それらの世帯に18歳以下の児童がいる場合には、児童1人当たり5万円を加算支給します。

※令和5年度に住民税非課税等で給付金の対象となった世帯は対象外です。

給付要件等 いずれも令和6年6月3日に伯耆町に住民登録がある世帯が対象です。

	①非課税化給付	②均等割のみ課税化給付	③こども加算
対象世帯	新たに令和6年度分の住民税均等割が非課税となった世帯	新たに令和6年度分の住民税均等割のみが課税となった世帯	①②の世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯
給付額	10万円／世帯		5万円／児童
手続方法	対象と思われる世帯には、町から給付内容や支給要件が書かれた確認書を7月中に送付します。内容を確認の上、必要事項を記載して期限までに返送してください。		
手続期限	令和6年9月30日（月）	※当日消印有効	

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載しています。

※定額減税しきれない人への給付金(調整給付)については、広報ほうき8月号にてお知らせします。

問い合わせ先

住民課（重点支援給付金担当）

📞 0859-68-5531



◀伯耆町
ホームページ

国民年金保険料免除申請

令和6年度国民年金保険料は月額16,980円です。保険料の納付が困難な場合は、申請することで納付が免除される制度があります。経済的に納付が困難な人は、未納のままにせず、免除の申請をしてください。なお、この申請をせず納め忘れがあった場合、老齢基礎年金や万一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除（4分の1納付）	4,250円
半額免除（半額納付）	8,490円
4分の1免除（4分の3納付）	12,740円

※50歳未満の人のみ納付猶予制度があります。

申請に必要なもの

- マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
(雇用保険の被保険者であった人で、失業を理由に申請する場合以下の書類も必要です)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または、雇保険被保険者離職票のコピーなど

申請窓口

- 住民課
- 分庁総合窓口課
- マイナポータルによる電子申請

対象期間

令和6年7月分から令和7年6月分までの期間(令和6年7月になってから申請可能です。)
過去の期間についても免除申請を受け付けています。
免除申請できる期間は、申請書が受理された月から数えて2年1か月前までです。

その他

免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の前年所得(1~6月に申請する場合は前々年所得)に応じて審査、決定されます。

問い合わせ先

米子年金事務所 📞 0859-34-6111



◀日本年金機構
ホームページ